



島根県報

令和3年3月23日（火）

号外第27号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例等の一部を改正する条例	(総 務 課)	14
島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	15
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	(〃)	17
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	18
島根県県税条例等の一部を改正する条例	(税 務 課)	32
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	36
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(環境生活総務課)	37
島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例	(スポーツ振興課)	38
島根県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例	(医 療 政 策 課)	39
島根県国民健康保険財政調整基金条例	(健 康 推 進 課)	40
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	(高 齢 者 福 祉 課)	41
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	(障 がい 福 祉 課)	108
島根県魚介類行商条例を廃止する条例	(薬 事 衛 生 課)	153
食品衛生法施行条例	(〃)	154
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	(農 畜 産 課)	179
島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例	(林 業 課)	180
島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例	(産 業 振 興 課)	181
島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例	(雇 用 政 策 課)	184
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課)	185
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(〃)	186
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(病 院 局)	187
島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例	(〃)	188
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	(学 校 企 画 課)	189
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例	(社 会 教 育 課)	190
島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	191

公布された条例等のあらまし

◇新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例等の一部を改正する条例（条例第1号）

1 条例の概要

次に掲げる条例の新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定の整理

- (1) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例
- (2) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例
- (3) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 条例の概要

- (1) 隠岐支庁水産局を同支庁農林局と統合し、同支庁農林水産局を設置することに伴う支庁の事務の分掌に係る規定の整理（第2条関係）
- (2) 水産事務所を農林振興センターと統合し、農林水産振興センターを2か所に設置することとした。（第5条関係）
- (3) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（附則第3項関係）
(2)に伴う規定の整理

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第3号）

1 条例の概要

- (1) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正（第5条関係）

支給月	改正前	改正後
6月	100分の120	100分の117.5
12月	100分の120	100分の117.5

- (2) 会計年度任用職員の報酬の上限額の改定（別表第1関係）

職員の種別	区分	改正前	改正後
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	月額	159,300円	165,000円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	199,200円	205,000円

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 条例の概要

- (1) 覚せい剤取締法関係手数料（別表27の項関係）

ア 引用する法律の題名の改正

イ その他規定の整理

- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料（別表30の項関係）

引用する条項の整理

- (3) 肥料取締法関係手数料（別表36の項関係）

ア 引用する法律の題名の改正

イ 引用する条項の整理

- (4) 家畜改良増殖法関係手数料（別表37の項関係）

ア 手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
許可証の書換交付を受けようとする者	1,700円
許可証の再交付を受けようとする者	1,700円

イ その他規定の整理

- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料（別表64の4の項関係）

ア 低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の区分の見直し

- (ア) 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物に係る計画の認定又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の住戸に係る計画の認定であって、非住宅部分がある場合

区 分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）

- (イ) 住宅以外の建築物に係る計画の認定

区 分	手数料の額
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）

イ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定に係る手数料の区分の見直し

- (ア) 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物に係る計画の変更の認定又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の住戸に係る計画の変更の認定であって、計画の変更に係る非住宅部分がある場合

区 分	手数料の額
変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）

- (イ) 住宅以外の建築物に係る計画の変更の認定

区 分	手数料の額
変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）

ウ その他規定の整理

- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料（別表64の5の項関係）

ア 建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の区分の見直し

- (ア) 標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円
工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,000円

- (イ) モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円
工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円

イ 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の区分の見直し

(ア) 標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円
工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,000円

(イ) モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円
工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る手数料の区分の見直し

(ア) 標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円
工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,000円

(イ) モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円
工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円

エ 建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査に係る手数料の新設

区 分	手数料
(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円
(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	124,000円
(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	153,000円
(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	192,000円

オ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（一戸建ての住宅の場合を除く。）に係る手数料の区分の見直し

(ア) 誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

(イ) 誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

カ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（一戸建ての住宅の場合を除く。）に係る手数料の区分の見直し

(ア) 誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

(イ) 誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

キ 建築物のエネルギー消費性能に係る認定（一戸建ての住宅の場合を除く。）に係る手数料の区分の見直し

(ア) 標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル	276,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

以上1,000平方メートル未満のもの	は、16,000円)
--------------------	------------

(イ) モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）

ク その他規定の整備

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)、(2)の一部、(3)、(4)のイ、(5)のウの一部及び(6)のクの一部については公布の日から、1の(2)（公布の日から施行するものを除く。）については令和3年8月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例等の一部を改正する条例（条例第5号）

1 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 電気事業法の改正による特定卸供給事業の創設に伴い、法人の事業税における電気供給業の事業区分に特定卸供給事業を追加し、発電事業等と同様の方式により課税することとした。（第16条関係）

イ 免税軽油の引取りを行う免税軽油使用者に対し、免税証への押印を求めないこととした。（第43条関係）

ウ 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税について、100分の4の税率を100分の3とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（附則第14項関係）

エ 自動車税の種別割の新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、軽減対象の見直しを行った上で2年間延長することとした。（附則第18項・附則第20項関係）

オ 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（附則第24項関係）

カ 島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

キ その他規定の整備

(2) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和3年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこととした。

(3) この条例は、(2)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとする事とした。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)及び(3)については公布の日から、1の(1)のカについては改正法の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、1の(1)のアについては令和4年4月1日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

(1) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第2条の表第35号関係）

(2) 組合等登記令の改正に伴う引用する条項の整理（第2条の表第38号関係）

2 施行期日

1の(2)については公布の日から、1の(1)については令和3年6月9日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 条例の概要

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第3条関係）

2 施行期日

令和3年6月9日から施行することとした。

◇島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例（条例第8号）

1 条例の概要

(1) 設置

第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費に充てるため、島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例（条例第9号）

1 条例の概要

ドクターヘリ運航事業に要する経費として積み立てた基金に属する現金を全額取り崩すことに伴い、基金の設置を要しなくなることから、島根県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県国民健康保険財政調整基金条例（条例第10号）

1 条例の概要

(1) 設置

国民健康保険の財政の安定化に資する事業において、年度相互間における財源の増減を調整する資金に充てるため、島根県国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。

(第4条関係)

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(条例第11号)

1 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 次に掲げる事項に係る規定の整備

- (ア) 業務継続計画の策定等
- (イ) 感染症の予防及びまん延を防止するための措置
- (ウ) 地域との連携等
- (エ) 虐待の防止
- (オ) 勤務体制の確保等
- (カ) ユニットの居室又は病室の設備の基準
- (キ) 電磁的記録等
- (ク) 管理栄養士の配置
- (ケ) 栄養管理及び口腔衛生の管理

イ 事業所又は施設における委員会又は会議をテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすることとした。

ウ その他規定の整備

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のアの(ア)から(キ)まで、イ及びウ
島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	(1)のアの(ア)から(キ)まで、イ及びウ
島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアの(ア)から(オ)まで及び(キ)、イ並びにウ
島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアの(ア)から(オ)まで及び(キ)、イ並びにウ
島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアの(ア)から(キ)まで、イ及びウ
島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のアからウまで
島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	(1)のアの(ア)から(オ)まで及び(キ)から(ケ)まで、イ並びにウ
島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアからウまで

島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	(1)のアの(ア)から(オ)まで及び(キ)から(ケ)まで、イ並びにウ
-------------------------------------	------------------------------------

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第12号）

1 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 次に掲げる事項に係る規定の整備

- (ア) 虐待の防止
- (イ) 職場における適切なハラスメント対策
- (ウ) 業務継続計画の策定等
- (エ) 感染症等の予防及びまん延を防止するための措置
- (オ) 災害対応に向けた地域との連携
- (カ) 従業員の員数

イ 指定居宅介護事業者等は、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束等を行ってはならないこととし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様等を記録しなければならないこととした。

ウ 指定居宅介護事業者等は、身体拘束等の適正化を図るため、検討委員会の開催及びその結果の周知徹底、指針の整備並びに研修の定期的実施の措置を講じなければならないこととした。

エ 指定就労定着支援事業者等は、事業所等における委員会、会議又は相談支援についてテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする事とした。

オ 指定就労移行支援事業者等は、利用者等が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととした。

カ 指定就労継続支援A型事業者等は、運営状況に関し自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないこととした。

キ その他規定の整備

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のアからキまで
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のア、ウからオまで及びキ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のア及びウからキまで
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアの(ア)から(オ)まで、エ及びキ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアの(ア)から(オ)まで、エ及びキ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	(1)のア、ウからオまで及びキ

づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のア、ウ、エ及びキ
島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のア、ウ、エ及びキ
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアの(ウ)から(カ)まで、エ及びキ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	(1)のキ
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	(1)のキ

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県魚介類行商条例を廃止する条例（条例第13号）

1 条例の概要

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県魚介類行商条例を廃止することとした。

2 施行期日

令和3年6月1日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例（条例第14号）

1 条例の概要

- (1) 食品等を取り扱う営業の施設の基準を定める上で参酌すべき基準が食品衛生法施行規則の規定により定められることに伴い、同基準を本県における基準とすることとした。ただし、この基準により難しい場合であって、特に公衆衛生上支障がないと認めるときは、基準を緩和することができることとした。（第2条関係）
- (2) 業として食用のふぐの処理に従事しようとする者は、ふぐ処理者の免許を受けなければならないこととした。（第7条関係）
- (3) (5)の試験の合格者、他の都道府県等のふぐ処理者の免許を有する者等に、島根県のふぐ処理者の免許（以下「免許」という。）を与えることとした。（第8条関係）
- (4) 免許を与えない場合について定めることとした。（第9条関係）
- (5) ふぐの種類の見直しに関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有することを確認するための試験を行うこととした。（第10条関係）
- (6) 免許の取消し及び免許証の返納について定め、期限内に免許証を返納しないときは、公表することができることとした。（第12条関係）
- (7) 営業許可の業種区分の見直し等に伴い、手数料を改定することとした。（第14条関係）
- (8) 令和3年6月1日から3年間は、既存ふぐ処理者は、県内において業として食用のふぐの処理に従事することができることとした。（附則第3項関係）
- (9) その他所要の経過措置を定めることとした。

2 施行期日

令和3年6月1日から施行することとした。

◇島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 条例の概要

- (1) 手数料を納付すべき家畜の検査の種類に係る伝染性疾病の名称の改正（別表第2・別表第3関係）

改正前	改正後
結核病	結核
ブルセラ病	ブルセラ症
家きんサルモネラ感染症	家きんサルモネラ症
牛白血病抗体検査	牛伝染性リンパ腫抗体検査

- (2) 引用する条項の整理

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 条例の概要

寄宿舍使用料の新設（第6条関係）

寄宿舍の名称	使用料の額
来島寮	月額 9,000円

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 条例の概要

- (1) 防音室、会議室等を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならないこととした。（第4条第1項関係）
- (2) 研究開発室、プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室及びプラント実験室の使用承認期間を5年から3年とし、同期間の更新の回数を1回から2回とすることとした。（第4条第3項・第5条関係）
- (3) 創業準備室、創業支援室及びプロジェクト研究員室に係る使用料の額の改定（別表関係）

単 位	使用料の額	
	改正前	改正後
1平方メートルにつき毎月	510円（更新後の使用承認期間にあつては、1,030円）	780円（更新後の使用承認期間にあつては、1,570円）

- (4) 使用料の新設（別表関係）

種 別	単 位	使用料の額
プロジェクト研究推進室	1平方メートルにつき毎月	1,040円（更新後の使用承認期間にあつては、1,300円）
プラント実験室	1平方メートルにつき毎月	310円（更新後の使用承認期間にあつては、390円）

- (5) 編集・制作室、ノンリニア編集室、ミーティング室及びハイビジョン静止画制作室並びに映像音響編集用機器の廃止に伴う使用料の廃止（別表関係）
- (6) その他規定の整備

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

- (1) 授業料については、各月の1日から26日までに納付しなければならないこととした。（第4条関係）
- (2) 学業が優秀な者であって、かつ、経済的理由によって入校料の納付が困難なものについては当該入校料を減免することができることとした。（第5条関係）
- (3) 通信の方法により訓練を行う場合は、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこととした。（第7条・第8条関係）
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除することとした。（別表関係）

団地の名称	所在地
南廻山団地	松江市

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

特殊建築物等の敷地と道路との関係に係る規定の整備（別表第2関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

県立中央病院の一般病床を572床から522床とすることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

病院局職員の定数の改正（第2条関係）

改正前	改正後	増減
1,033人	1,145人	112人

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,578人	1,563人	△15人
	事務職員及び技術職員	186人	186人	—
特別支援学校	教育職員	1,017人	994人	△23人
	事務職員及び技術職員	80人	80人	—
小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員	5,033人	5,026人	△7人
	事務職員及び技術職員	354人	355人	1人

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 条例の概要

島根県立青少年の家の施設の使用料の新設（別表関係）

区 分	使用料の額
グラウンド	1時間につき 470円

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

歩行者用青信号に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していること（以下「表示の開始又は継続」という。）を伝達するための音響を発することができる信号機について、当該表示の開始又は継続に関する情報を視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができる信号機を含むものとする事とした。（第2条関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 1 号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（令和 2 年島根県条例第 34 号）第 1 条
- (2) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（令和 2 年島根県条例第 37 号）第 1 条
- (3) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（令和 2 年島根県条例第 42 号）第 1 条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 2 号

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「林業」の次に「、水産業」を加え、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 5 条の見出しを「（農林水産振興センター）」に改め、同条第 1 項中「林業」の次に「、水産業」を加え、「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改め、同条第 2 項中「農林振興センターの」を「農林水産振興センターの」に改め、同項の表中「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に、「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に改める。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる農林振興センター若しくは水産事務所（以下この項において「農林振興センター等」という。）の長がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に農林振興センター等の長に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においてはこの条例による改正後の島根県行政機関等設置条例第 5 条第 1 項に規定する農林水産振興センター（以下この項において「農林水産振興センター」という。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、それぞれ同表の右欄に掲げる農林水産振興センターの

長がした処分その他の行為又は農林水産振興センターの長に対してされた申請その他の行為とみなす。

東部農林振興センター	東部農林水産振興センター
松江水産事務所	
西部農林振興センター	西部農林水産振興センター
浜田水産事務所	

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項第 2 号中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 3 号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の120」を「100分の117.5」に改める。

別表第 1 中「159,300」を「165,000」に、「199,200」を「205,000」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 4 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表27の項左欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項第 1 号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に改め、同項第 2 号中「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に改め、同項第 3 号中「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者指定証」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定証」に改め、同項第 4 号中「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に改め、同項第 5 号中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同項第 6 号中「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改める。

別表30の項第 9 号から第12号までの規定中「第14条第 6 項」を「第14条第 7 項」に改め、同項第13号中「第14条第 9 項」を「第14条第13項」に改める。

別表36の項左欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第 1 号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

別表37の項第 5 号及び第 6 号中「書換え交付又は」を「書換交付又は同令」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(7) 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農 林省令第96号）第38条第 1 項の規定に基	1,700円
--	--------

づく許可証の書換交付又は同令第39条第 1項の規定に基づく許可証の再交付を受 けようとする者
--

別表64の4の項第1号ウ(イ)a中「床面積」の次に「の合計」を加え、「以内」を「未満」に改め、同号ウ(イ)bからeまでの規定中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ウ(イ)f中「を超える」を「以上の」に改め、同号ウ(ウ)a中「以内」を「未満」に改め、同号ウ(ウ)f中「を超える」を「以上の」に改め、同号ウ(ウ)中 f を g とし、同号ウ(ウ)cからeまでの規定中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ウ(ウ)中 c から e ままでを d から f までとし、同号ウ(ウ)b中「300平方メートルを超え」を「1,000平方メートル以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、同号ウ(ウ)aの次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	303,000円 (適 合証等の提出 がある場合に あっては、 17,500円)
--	--

別表64の4の項第1号エ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同号エ(ウ)中「を超える」を「以上の」に改め、同号エ中(ウ)を(イ)とし、同号エ(ウ)から(イ)までの規定中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号エ中(ウ)から(イ)までを(イ)から(ウ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートルを超え」を「1,000平方メートル以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号エ中(イ)を(ウ)とし、同号エ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル 以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円 (適 合証等の提出
--	-----------------------

	がある場合に あつては、 17,500円)
--	-----------------------------

別表64の4の項第2号ウ(ウ) a 中「以内」を「未満」に改め、同号ウ(ウ) b から e までの規定中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ウ(ウ) f 中「を超える」を「以上の」に改め、同号ウ(ウ) a 中「以内」を「未満」に改め、同号ウ(ウ) f 中「を超える」を「以上の」に改め、同号ウ(ウ)中 f を g とし、同号ウ(ウ) c から e までの規定中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ウ(ウ)中 c から e までを d から f までとし、同号ウ(ウ) b 中「300平方メートルを超え」を「1,000平方メートル以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、同号ウ(ウ) a の次に次のように加える。

b 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出があつては、17,500円)
---	--

別表64の4の項第2号エ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同号エ(ウ)中「を超える」を「以上の」に改め、同号エ中(ウ)を(イ)とし、同号エ(ウ)から(イ)までの規定中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号エ中(ウ)から(イ)までを(イ)から(ウ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートルを超え」を「1,000平方メートル以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号エ中(イ)を(ウ)とし、同号エ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 変更に係る部分の床面積の合計が	303,000円 (変
---------------------	-------------

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円)
-----------------------------	------------------------------------

別表64の5の項第1号中「第5号までにおいて「計画」を「第6号までにおいて「計画」に改め、「第4号まで」の次に「及び第6号」を加え、同号ア中「の基準」の次に「及び同号ただし書に規定する方法」を加え、同号ア(ア)中「第5号までにおいて同じ」を「第6号までにおいて同じ」に改め、同号ア(ア)a中「いう。」の次に「ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。」を加え、同号ア(ア)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)中bをcとし、同号ア(ア)aの次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円
--	----------

別表64の5の項第1号ア(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)中bをcとし、同号ア(イ)aの次に次のように加える。

b 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,000円
--	---------

別表64の5の項第1号イ(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(ア)b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)中 b を c とし、同号イ(ア)a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	108,000円
--	----------

別表64の5の項第1号イ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(イ)b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中 b を c とし、同号イ(イ)a の次に次のように加える。

b 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	26,000円
--	---------

別表64の5の項第2号ア(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア(ア)b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)中 b を c とし、同号ア(ア)a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル以上1,000平方メートル 未満のもの	276,000円
---	----------

別表64の5の項第2号ア(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア(イ)b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)中 b を c とし、同号ア(イ)a の次に次のように加える。

b 工場等部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方	30,000円
-------------------------------------	---------

メートル以上1,000平方メートル 未満のもの	
----------------------------	--

別表64の5の項第2号イ(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(ア)b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)中 b を c とし、同号イ(ア)a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル以上1,000平方メートル 未満のもの	108,000円
---	----------

別表64の5の項第2号イ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(イ)b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中 b を c とし、同号イ(イ)a の次に次のように加える。

b 工場等部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル以上1,000平方メートル 未満のもの	26,000円
---	---------

別表64の5の項第3号ア(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア(ア)b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)中 b を c とし、同号ア(ア)a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	276,000円
--	----------

別表64の5の項第3号ア(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア(イ)b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号

ア(イ)中 b を c とし、同号ア(イ) a の次に次のように加える。

b 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	30,000円
--	---------

別表64の 5 の項第 3 号イ(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)中 b を c とし、同号イ(ア) a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	108,000円
--	----------

別表64の 5 の項第 3 号イ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中 b を c とし、同号イ(イ) a の次に次のように加える。

b 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	26,000円
--	---------

別表64の 5 の項第 4 号ア(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)中 b を c とし、同号ア(ア) a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル以上1,000平方メートル 未満のもの	276,000円
---	----------

別表64の 5 の項第 4 号ア(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までと

し、同号ア(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)中 b を c とし、同号ア(イ) a の次に次のように加える。

b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,000円
---	---------

別表64の 5 の項第 4 号イ(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)中 b を c とし、同号イ(ア) a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円
---	----------

別表64の 5 の項第 4 号イ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中 b を c とし、同号イ(イ) a の次に次のように加える。

b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円
---	---------

別表64の 5 の項第 5 号ア(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)中 b を c とし、同号ア(ア) a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の軽微な変更に係る	276,000円
------------------	----------

部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
---------------------------------------	--

別表64の5の項第5号ア(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)中 b を c とし、同号ア(イ) a の次に次のように加える。

b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,000円
---	---------

別表64の5の項第5号イ(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)中 b を c とし、同号イ(ア) a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円
---	----------

別表64の5の項第5号イ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中 b を c とし、同号イ(イ) a の次に次のように加える。

b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円
---	---------

別表64の 5 の項第 9 号中「第36条第 1 項」を「第41条第 1 項」に改め、同号ア(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)中 b を c とし、同号ア(ア) a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	276,000円 (非 住宅基準適合 証等の提出が ある場合に あつては、 16,000円)
--	---

別表64の 5 の項第 9 号ア(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)中 b を c とし、同号ア(イ) a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	108,000円 (非 住宅基準適合 証等の提出が ある場合に あつては、 16,000円)
--	---

別表64の 5 の項中第 9 号を第10号とし、同項第 8 号中「第30条第 2 項」を「第35条第 2 項」に、「第31条第 2 項」を「第36条第 2 項」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「第31条第 1 項」を「第36条第 1 項」に改め、同号ア(ア) a 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(ア) a (b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア) a 中(b)を(c)とし、同号ア(ア) a (a)の次に次のように加える。

(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
---	--

別表64の5の項第7号ア(ア)b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(ア)b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)b中(b)を(c)とし、同号ア(ア)b(a)の次に次のように加える。

(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
---	--

別表64の5の項第7号イ中「(6)」を「第7号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第8号」を「第9号」に改め、同号ア中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同号ア(ア)中「いう。以下この号、次号及び第9号」を「いう。以下この号、次号及び第10号」に改め、同号ア(ア)a中「の基準」の次に「並びに同号ただし書に規定する方法」を加え、同号ア(ア)a(a)中「第9号」を「第10号」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同号ア(ア)a中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(ア)a(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)a中(b)を(c)とし、同号ア(ア)a(a)の次に次のように加える。

(b) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	276,000円 (非 住宅誘導基準 適合証の提出 がある場合に あつては、 16,000円)
--	--

別表64の5の項第6号ア(ア)b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(ア)b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)b中(b)を(c)とし、同号ア(ア)b(a)の次に次のように加える。

(b) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	108,000円 (非 住宅誘導基準 適合証の提出 がある場合に あつては、 16,000円)
--	--

別表64の5の項第6号ア(ア)c中「部分。以下この号、次号及び第9号」を「部分。以下この号、次号及び第10号」に改め、同号ア(ア)c(a)中「第9号」を「第10号」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同号ア(イ)中「第9号」を「第10号」に改め、同号イ中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定を受けた者 (法第25条第1項若しくは第35条第8項 (法第36条第2項において準用する場合	
--	--

を含む。)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)であって、建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同法第18条第16項に規定する通知に対する完了検査を受けようとするもの	
ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
ウ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
エ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円
オ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	124,000円
カ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	153,000円
キ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	192,000円

第 2 条 島根県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表30の項第 4 号中「第12条第 2 項」を「第12条第 4 項」に改め、同項第 6 号中「第13条第 3 項」を「第13条第 4 項」に改め、同項第 7 号中「第13条第 6 項」を「第13条第 8 項」に改め、同項第13号中「第14条第13項」を「第14条第 15項」に改め、同項第15号中「第23条の 2 第 2 項」を「第23条の 2 第 4 項」に改め、同項第19号中「第23条の20第 2 項」を「第23条の20第 4 項」に改め、同項第28号中「第39条第 4 項」を「第39条第 6 項」に改め、同項第30号中「第40条の 2 第 3 項」を「第40条の 2 第 4 項」に改め、同項第31号中「第40条の 2 第 5 項」を「第40条の 2 第 7 項」に改め、同項第33号中「第40条の 5 第 4 項」を「第40条の 5 第 6 項」に改め、同項第38号中「第 1 条の 5 第 1 項」を「第 2 条の 3 第 1 項」に改め、同項第39号中「第 1 条の 6 第 1 項」を「第 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中別表27の項、30の項、36の項並びに37の項第 5 号及び第 6 号の改正規定、64の 4 の項第 1 号ウ(イ)aの改正規定（「床面積」の次に「の合計」を加える部分に限る。）並びに64の 5 の項第 1 号ア(ア)aの改正規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

島根県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 5 号

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第 2 項中「及び発電事業等」を「、発電事業等」に、「を除く」を「及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。次項において同じ。）を除く」に改め、同条第 3 項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第43条第 2 項中「及び押印」を削る。

附則第14項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附則第18項第 1 号中「に規定する自動車」を「各号に掲げる自動車（特種用途車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車を除く。）」に改め、同号ア中「平成20年 3 月 31 日」を「平成22年 3 月 31 日」に改め、同号イ中「平成22年 3 月 31 日」を「平成24年 3 月 31 日」に改め、同項第 2 号中「に規定する」を「各号に掲げる」に改め、「、当該自動車（自家用の乗用車（3 輪の小型自動車であるものを除く。以下この項から附則第20項までにおいて同じ。）を除く。）が平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第 1 項又は第 2 項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年 4 月 1 日（自家用の乗用車にあっては、令和元年10月 1 日）から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 2 年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、同項第 3 号中「に規定する」を「各号に掲げる」に改め、「、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受

けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第19項中「法附則第12条の4第1項及び同条第2項において準用する法第177条の7第5項に規定する自動車」を「自家用の乗用車等（法附則第12条の4第1項及び同条第2項において準用する法第177条の7第5項に規定するものに限る。）」に改める。

附則第24項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成31年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち島根県県税条例附則第18項に1号を加える改正規定を次のように改める。

附則第18項に次の3号を加える。

(4) 法附則第12条の3第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち自家用の乗用車等（自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車をいう。以下この項から附則第20項までにおいて同じ。）に対する第47条の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽課税率欄に掲げる字句とする。

(5) 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除

く。)に対する第47条の規定の適用については、当該自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽減税率欄に掲げる字句とする。

- (6) 法附則第12条の3第6項各号に掲げる営業用の乗用車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第47条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中間軽減税率欄に掲げる字句とする。

第2条のうち島根県県税条例附則第20項の改正規定中「法附則第12条の4第3項に規定する自家用の乗用車」を「前項に規定する自家用の乗用車等（電気自動車並びに法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）」に改め、同項第1号の改正規定中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号の改正規定中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号。

次項及び附則第 3 項において「改正法」という。) の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(3) 第 1 条中第 16 条の改正規定 令和 4 年 4 月 1 日

(この条例の失効等)

2 この条例は、改正法が令和 3 年 3 月 31 日までに公布されないときは、その効力を失う。

3 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 6 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第35号左欄の(2)中「公告又は」を削り、同表第38号左欄の(20)中「第26条第 2 項」を「第 5 項」に改める。

附 則

この条例中第 2 条の表第38号左欄の(20)の改正規定は公布の日から、同表第35号左欄の(2)の改正規定は令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 7 号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第10条第 3 項」を「第10条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 8 号

島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例

(設置)

第 1 条 第 84 回国民スポーツ大会及び第 29 回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費に充てるため、島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

島根県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 9 号

島根県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例

島根県地域医療再生臨時特例基金条例（平成22年島根県条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

島根県国民健康保険財政調整基金条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 10 号

島根県国民健康保険財政調整基金条例

(設置)

第 1 条 国民健康保険の財政の安定化に資する事業において、年度相互間における財源の増減を調整する資金に充てるため、島根県国民健康保険財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 11 号

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 4 節 運営に関する基準（第 270 条—第 276 条）」を
「 第 4 節
第 14 章

運営に関する基準（第 270 条—第 276 条）
に改める。

雑則（第 277 条） 」

第 4 条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 30 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 32 条に次の 1 項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の 2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の 1 項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の 1 項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、

その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中「第32条」を「第32条の2」に改め、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「（第38条第5項及び第6項を除く。）」を加える。

第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条第5号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの

提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の 1 項を加える。

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第96条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条中第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准

看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の 1 項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第110条に次の 1 項を加える。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第111条の 2 を第111条の 3 とし、第111条の次に次の 1 条を加える。

（地域との連携等）

第111条の 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第113条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条」を「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第115条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第135条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条」を「第40条の2」に改め、「第107条」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第143条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第144条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するととも

に、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第146条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第148条第1項第1号から第5号までの規定中「1人」を「1」に改め、同条第5項本文中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第151条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第164条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第168条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第171条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。」を削る。

第178条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第179条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第179条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第181条の3中「、第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従

業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）と、第34条第1項中」に改め、「同じ。）」と、」の次に「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第183条第1項第1号から第4号までの規定中「1人」を「1」に改める。

第188条中「、第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「（第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第201条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第204条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第152条中」を「第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中」に改める。

第213条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必

要な措置を講じなければならない。

第214条に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第226条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第232条中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第233条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第233条に次の 1 項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第237条中「第27条」の次に「、第32条の 2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の 2 第 2 項、第34条第 1 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に改め、「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」との次に「、第111条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と」を加える。

第245条中第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第248条中「第27条」の次に「、第32条の 2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の 2 第 2 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第 1 項中」に改め、「の従業者」と」の次に「、第111条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第257条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第260条に次の 1 項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第261条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第263条中「第27条」の次に「、第32条の 2」を加え、「及び第 2 項」を「、

第 2 項及び第 4 項」に改め、「第257条」と、「」の次に「同項、第32条の 2 第 2 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第108条第 2 項」を「第108条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項」に改める。

第265条中「第27条」の次に「、第32条の 2」を加え、「、第38条（第 5 項及び第 6 項を除く。）」、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「（第38条第 5 項及び第 6 項を除く。）」を加え、「及び第 2 項」を「、第 2 項及び第 4 項」に改め、「第257条」と、「」の次に「同項、第32条の 2 第 2 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第108条第 2 項」を「第108条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項」に改める。

第276条中「第27条」の次に「、第32条の 2」を加え、「及び第 2 項」を「、第 2 項及び第 4 項」に改め、「第257条」と、「」の次に「同項、第32条の 2 第 2 項、第33条第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第108条第 2 項」を「第108条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第14章 雑則

（電磁的記録等）

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第 1 項（第42条の 3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の 3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、

第265条及び第276条において準用する場合を含む。)及び第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第65号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第264条—第266条)」を
「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第264条—第266条)」を
第14章 雑則(第267条)
に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当

たつては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第55条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の 2 第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第55条の 2 に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第55条の 2 の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の 3 に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第55条の 4 に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の 9 の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第55条の10の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再

発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第63条中「第55条の 4」を「第55条の 4 第 1 項」に改める。

第73条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条の次に次の 1 条を加える。

（勤務体制の確保等）

第73条の 2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「備品等」との次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第87条第1号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第92条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「備品等」との次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従事者」と」を加える。

第96条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加

することにより行わなければならない。

- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第96条に次の 1 項を加える。

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第121条中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第121条の 2 第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第121条の 2 に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の 4 に次の 1 項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第122条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第124条中「第52条の 3」の次に「、第55条の 2 の 2」を加え、「第55条の 4 中」を「第55条の 4 第 1 項中」に改める。

第130条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定中「1 人」を「1」に改め、同条第 5 項本文中「並びに同項第 3 号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち 1 人」を「のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。また、同項第 3 号の介護職員又は看護職員の 1 人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでな

い」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第 7 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第 1 項第 3 号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第133条第 1 項第 2 号ア中「第121条の 4」を「第121条の 4 第 1 項」に改め、同号イ中「第121条の 4」を「第121条の 4 第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

第139条中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第140条の 2 第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第143条中「第54条」の次に「、第55条の 2 の 2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の 9 第 2 項を除く。）」を加え、「第55条の 4 中「第55条」とあるのは「第139条」と、」を「第55条の 2 の 2 第 2 項、第55条の 4 第 1 項

並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」に、「第121条の2第3項」を「第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、第121条の2第3項及び第4項」に改める。

第154条第1項第2号ア中「ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所」を「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」に、「第121条の4」を「第121条の4第1項」に改め、同号イ中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。」を削る。

第157条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第158条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第158条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第165条の3中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11ま

で」の次に「（第55条の 9 第 2 項を除く。）」を加え、「第55条の 4 中」を「第55条の 2 の 2 第 2 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）と、第55条の 4 第 1 項中」に改め、「第139条」と、」の次に「同項並びに第55条の10の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第121条の 2 第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「及び第138条」を「、第138条並びに第140条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第167条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定中「1 人」を「1」に改める。

第172条中「第54条」の次に「、第55条の 2 の 2」を加え、「第55条の 7 まで、第55条の 8（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第55条の 9 から」を削り、「第55条の11まで」の次に「（第55条の 8 第 5 項及び第 6 項並びに第55条の 9 第 2 項を除く。）」を加え、「第55条の 4 中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、」を「第55条の 2 の 2 第 2 項、第55条の 4 第 1 項並びに第55条の10の 2 第 1 号及び第 3 号中」に、「第121条の 2 第 3 項」を「第55条の 4 第 1 項中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、第121条の 2 第 3 項及び第 4 項」に改める。

第179条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第182条中「第54条」の次に「、第55条の 2 の 2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の 9 第 2 項を除く。）」を加え、「第55条の 4 中」を「第55条の 2 の 2 第 2 項、第55条の 4 第 1 項並びに第55条の10の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の 4 第 1 項中」に改め、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の 2 第 3 項」を「第121条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに第122条第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改

める。

第194条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第195条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第195条に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第212条第 3 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第213条中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の 1 項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定

施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第218条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「及び第55条の4」を「、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」に、「同条」を「同項」に改め、「第213条」との次に「、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第232条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第235条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を、「第53条」の次に「、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改め、「受託介護予防サービス事業所」との次に「、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第243条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第246条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するととも

に、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第247条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第249条中「第54条」の次に「、第55条の 2 の 2 」を加え、「及び第 2 項」を「、第 2 項及び第 4 項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項、第55条の 2 の 2 第 2 項並びに第55条の10の 2 第 1 号及び第 3 号中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第254条中「第54条」の次に「、第55条の 2 の 2 」を加え、「第55条の 7 まで、第55条の 8（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第55条の 9 から」を削り、「第55条の11まで」の次に「（第55条の 8 第 5 項及び第 6 項を除く。）」を加え、「及び第 2 項」を「、第 2 項及び第 4 項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項、第55条の 2 の 2 第 2 項並びに第55条の10の 2 第 1 号及び第 3 号中」を、「の利用」と」の次に「、同条第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第263条中「第54条」の次に「、第55条の 2 の 2 」を加え、「及び第 2 項」を「、第 2 項及び第 4 項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項、第55条の 2 の 2 第 2 項、第55条の 3 第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに第55条の10の 2 第 1 号及び第 3 号中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の 1 章を加える。

第 14 章 雑則

(電磁的記録等)

第 267 条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 51 条の 5 第 1 項（第 63 条、第 75 条、第 85 条、第 94 条、第 124 条、第 143 条（第 160 条において準用する場合を含む。）、第 165 条の 3、第 172 条、第 182 条（第 197 条において準用する場合を含む。）、第 218 条、第 235 条、第 249 条、第 254 条及び第 263 条において準用する場合を含む。）及び第 210 条第 1 項（第 235 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第 7 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 8 条に次の 1 項を加える。

4 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 17 条第 5 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 22 条第 2 項中「第 33 条」を「第 34 条」に改める。

第 24 条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 24 条に次の 1 項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 24 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 24 条の 2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第34条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第35条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類

するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第 7 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 4 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 12 条第 12 項第 1 号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第16条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第21条第 2 項中「第29条」を「第30条」に改める。

第23条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第23条に次の 1 項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第23条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条の 2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第29条第 1 項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第 3 号中「委員会」の

次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の 2 条を加える。

（虐待の防止）

第30条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（電磁的記録等）

第31条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 5 条 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の 2」に、

「第 5 章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備
及び運営に関する基準（第 49 条—第 52 条）」

を

「第 5 章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備
及び運営に関する基準（第 49 条—第 52 条）」

第 6 章 雑則（第 53 条）」

に改める。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第 6 条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第 7 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 15 条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 23 条第 2 項中「第 31 条」を「第 31 条の 2」に改める。

第 24 条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の 1 項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の 2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第31条第 1 項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第 3 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 2 章中第31条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第31条の 2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定

期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条に次の 1 項を加える。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第34条中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条第 4 項第 1 号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)を次のように改める。

- (ロ) 1 の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第36条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第40条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第40条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「及び第26条から第31条までの」を「、第24条の2及び第26条から第31条の2までの」に、「第31条まで」とあるのは」を「第31条の2まで」とあるのは」に、「及び第26条から第31条まで」を「、第24条の2及び第26条から第31条の2まで」に改める。

第45条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第45条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第47条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者の同意を得なければならない。）」を加える。

第48条中「及び第31条の」を「、第31条及び第31条の2の」に、「第31条まで」を「第31条の2まで」に、「及び第31条」を「、第31条及び第31条の2」に改める。

第50条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)を次のように改める。

(ロ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第52条中「第26条から第29条まで、第31条、第33条」を「第24条の 2、第26条から第29条まで、第31条、第31条の 2、第33条」に、「第31条まで」を「第31条の 2 まで」に、「第26条から第29条まで、第31条、第34条」を「第24条の 2、第26条から第29条まで、第31条、第31条の 2、第34条」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 6 条 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 3 節 運営に関する基準（第46条—第54条）」を 「 第 3 節
第 6 章 雑

運営に関する基準（第46条—第54条）
に改める。
則（第55条）」

第 3 条に次の 2 項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 4 条第 1 項ただし書及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 4 項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第 4 条第10項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」に改める。

第15条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第16条第 6 項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第21条の次に次の 2 条を加える。

（栄養管理）

第21条の 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第21条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に

応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第 4 号中「及び」を「又は」に改める。

第34条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第 1 項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第 3 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第40条の 2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切にするための担当者を置くこと。

第44条に次の 2 項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第 1 項第 1 号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1 の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第47条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第51条中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより

従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第70号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「 第 3 節 運営に関する基準（第45条—第53条）」を「 第 3 節
第 6 章 雑
運営に関する基準（第45条—第53条）
に改める。
則（第54条）」
第 2 条に次の 2 項を加える。
- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 第 3 条第 1 項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 4 項ただし書を次のように改める。
- ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 第 3 条第 6 項及び第 7 項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。
- 第 5 条第 1 項第 1 号イ(7)中「第31条」を「第31条第 1 項」に改め、同号イ(イ)中「第31条」を「第31条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。
- 第15条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。
- 第16条第 6 項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。
- 第19条の次に次の 2 条を加える。
- （栄養管理）

第19条の 2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の 3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の 1 項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の 2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとと

もに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の 1 項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の 1 項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第 1 項中「定める」を「掲げる」に改め、同条第 3 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第39条の 2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待

の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の 2 項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第 4 項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第 1 号イ(7)中「第31条」を「第31条第 1 項」に改め、同号イ(イ)中「第31条」を「第31条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

第46条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第50条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第53条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（第53条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 8 条 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 3 節 運営に関する基準（第46条—第54条）」を

「 第 3 節

第 6 章 雑

運営に関する基準（第46条—第54条）
に改める。
則（第55条）」

第 2 条に次の 2 項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 3 条第 1 項第 1 号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設
にあつては、1 以上

第 3 条第 3 項第 1 号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療
養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1 以上

第 3 条第 6 項中「第 1 項第 5 号及び第 3 項第 6 号」を「第 1 項第 6 号及び第 3 項第 7 号」に改め、同条第 7 項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第 3 条第 8 項中「第 1 項第 5 号、第 3 項第 6 号」を「第 1 項第 6 号、第 3 項第 7 号」に改める。

第16条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第 6 項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあつ

ては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。) 」を加える。

第19条の次に次の 2 条を加える。

(栄養管理)

第19条の 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第27条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の 1 項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第33条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討す

る委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条に次の 2 項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第43条第 2 項第 1 号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1 の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第44条第 2 項第 1 号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1 の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第45条第 2 項第 1 号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない

い」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アウを次のように改める。

ウ 1 の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、ウただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第47条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第19条」を「第19条の 3」に改め、「第26条まで」の次に「、第28条の 2」を加える。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄

本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第10項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上(島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年島根県条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準(第46条—第54条)」を
 「第3節
 第6章 雑
 運営に関する基準(第46条—第54条)
 則(第55条)」に改める。

第2条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第6条第1項第1号イ(7)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第16条第6項第1号「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第17条第6項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔^{くわう}衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔^{くわう}衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔^{くわう}衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第 1 項」に改め、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の 1 項を加える。

- 4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の 2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しなければならない。
- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の 1 項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする。)」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の 1 項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第 1 項中「次に定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第 3 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第40条の 2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の 2 項を加える。

- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活

用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第 4 項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第 1 号イ(ア)中「第32条」を「第32条第 1 項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第51条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の 3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の 2」を加える。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる

る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則に次の1項を加える。

- 9 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第4号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新居宅サービス等条例」という。)第4条第3項及び第40条の2(新居宅サービス等条例第42条の3、第

47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等条例」という。）第4条第3項及び第55条の10の2（新介護予防サービス等条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム条例」という。）第2条第4項及び第34条、第4条の規定による改正後の島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム条例」という。）第2条第4項及び第30条、第5条の規定による改正後の島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム条例」という。）第2条第5項（新特別養護老人ホーム条例第48条において準用する場合を含む。）、第31条の2（新特別養護老人ホーム条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第3項（新特別養護老人ホーム条例第52条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項、第7条の規定による改正後の島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設条例」という。）第2条第4

項、第39条の2（新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項、第8条の規定による改正後の島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設条例」という。）第2条第4項、第38条の2（新介護療養型医療施設条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第3項並びに第9条の規定による島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院条例」という。）第2条第4項、第40条の2（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等条例第30条（新居宅サービス等条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。）、第57条（新居宅サービス等条例第63条において準用する場合を含む。）、第77条、第87条、第96条、第107条（新居宅サービス等条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。）、第143条、第164条（新居宅サービス等条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条（新居宅サービス等条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等条例第55条（新介護予防サービス等条例第63条において準用する場合を含む。）、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条（新介護予防サービス等条例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。）、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条（新介護予防サービス等条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第7条、新養護老人ホーム条例第7条、新特別養護老人ホーム条例第7条（新特別養護老人ホーム条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム条例第52条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第28条及び第51条、新介護老人保健施設条例第28条及び第50条、新介護療養型医療施設条例第27条及び第51条並びに新介護医療院条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のため

の措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新居宅サービス等条例第 32 条の 2（新居宅サービス等条例第 42 条の 3、第 47 条、第 59 条、第 63 条、第 79 条、第 89 条、第 98 条、第 113 条、第 115 条、第 135 条、第 146 条、第 168 条（新居宅サービス等条例第 181 条において準用する場合を含む。）、第 181 条の 3、第 188 条、第 204 条（新居宅サービス等条例第 216 条において準用する場合を含む。）、第 237 条、第 248 条、第 263 条、第 265 条及び第 276 条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等条例第 55 条の 2 の 2（新介護予防サービス等条例第 63 条、第 75 条、第 85 条、第 94 条、第 124 条、第 143 条（新介護予防サービス等条例第 160 条において準用する場合を含む。）、第 165 条の 3、第 172 条、第 182 条（新介護予防サービス等条例第 197 条において準用する場合を含む。）、第 218 条、第 235 条、第 249 条、第 254 条及び第 263 条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第 24 条の 2、新養護老人ホーム条例第 23 条の 2、新特別養護老人ホーム条例第 24 条の 2（新特別養護老人ホーム条例第 42 条、第 48 条及び第 52 条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第 29 条の 2（新指定介護老人福祉施設条例第 54 条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第 29 条の 2（新介護老人保健施設条例第 53 条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設条例第 28 条の 2（新介護療養型医療施設条例第 54 条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院条例第 30 条の 2（新介護医療院条例第 54 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置

に係る経過措置)

- 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新居宅サービス等条例第 33 条第 3 項（新居宅サービス等条例第 42 条の 3、第 47 条、第 59 条、第 63 条、第 79 条、第 89 条、第 98 条及び第 276 条において準用する場合を含む。）、第 111 条第 2 項（新居宅サービス等条例第 115 条、第 135 条、第 168 条（新居宅サービス等条例第 181 条において準用する場合を含む。）、第 181 条の 3、第 188 条、第 237 条及び第 248 条において準用する場合を含む。）、第 144 条第 2 項（新居宅サービス等条例第 204 条（新居宅サービス等条例第 216 条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第 260 条第 6 項（新居宅サービス等条例第 265 条において準用する場合を含む。）並びに新介護予防サービス等条例第 55 条の 3 第 3 項（新介護予防サービス等条例第 63 条、第 75 条、第 85 条、第 94 条及び第 263 条において準用する場合を含む。）、第 122 条第 2 項（新介護予防サービス等条例第 182 条（新介護予防サービス等条例第 197 条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 140 条の 2 第 2 項（新介護予防サービス等条例第 160 条、第 165 条の 3、第 172 条、第 218 条及び第 235 条において準用する場合を含む。）及び第 246 条第 6 項（新介護予防サービス等条例第 254 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新居宅サービス等条例第 57 条の 2 第 3 項（新居宅サービス等条例第 63 条において準用する場合を含む。）、第 108 条第 3 項（新居宅サービス等条例第 115 条、第 135 条、第 146 条、第 168 条、第 181 条の 3、第 188 条及び第 204 条において準用する場合を含む。）、第 179 条第 4 項、第 214 条第 4 項及び第 233 条第 4 項（新居宅サービス等条例第 248 条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等条例第 55 条の 2 第 3 項（新介護予防サービス等条例第 63 条において準用する場合を含む。）、第 121 条の 2 第 3 項（新介護予防サービス等条例第 143 条、第 165 条の 3、第 172 条及び第 182 条において準用する場合を含む。）、第 158 条第 4 項、第 195 条第 4 項及び

第214条第 4 項（新介護予防サービス等条例第235条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第24条第 3 項、新養護老人ホーム条例第23条第 3 項、新特別養護老人ホーム条例第24条第 3 項（新特別養護老人ホーム条例第 48条において準用する場合を含む。）及び第40条第 4 項（新特別養護老人ホーム条例第52条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第29条第 3 項及び第52条第 4 項、新介護老人保健施設条例第29条第 3 項及び第 51条第 4 項、新介護療養型医療施設条例第28条第 3 項及び第52条第 4 項並びに新介護医療院条例第30条第 3 項及び第52条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 施行日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設条例第45条第 1 項第 1 号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設条例第 4 条第 1 項第 3 号ア及び第52条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 前項の規定は、新居宅サービス等条例第171条第 6 項第 1 号ア(イ)、新介護予防サービス等条例第154条第 6 項第 1 号ア(イ)、新特別養護老人ホーム条例第35条第 4 項第 1 号ア(イ)及び第50条第 4 項第 1 号ア(イ)並びに新介護療養型医療施設条例第43条第 2 項第 1 号ア(イ)、第44条第 2 項第 1 号ア(イ)及び第45条第 2 項第 1 号ア(イ)の規定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新居宅サービス 等条例第171条 第 6 項第 1 号ア	入所定員 新指定介護老人福祉施設条 例第 4 条第 1 項第 3 号ア	利用定員 新居宅サービス等条例第 148条第 1 項第 3 号
------------------------------------	---	---------------------------------------

(イ)	第52条第 2 項	第179条第 2 項
新介護予防サービス等条例第154条第 6 項第 1 号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設条例第 4 条第 1 項第 3 号ア	新介護予防サービス等条例第130条第 1 項第 3 号
	第52条第 2 項	第158条第 2 項
新特別養護老人ホーム条例第35条第 4 項第 1 号ア(イ)及び第50条第 4 項第 1 号ア(イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設条例第 4 条第 1 項第 3 号ア	新特別養護老人ホーム条例第11条第 1 項第 4 号ア
	第52条第 2 項	第40条第 2 項 (第52条において準用する場合を含む。)
新介護療養型医療施設条例第43条第 2 項第 1 号ア(イ)、第44条第 2 項第 1 号ア(イ)及び第45条第 2 項第 1 号ア(イ)	入所定員	入院患者の定員
	新指定介護老人福祉施設条例第 4 条第 1 項第 3 号ア	新介護療養型医療施設条例第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号、同条第 3 項第 2 号及び第 3 号、附則第 2 項第 2 号、附則第 3 項、附則第 9 項並びに附則第10項第 2 号及び第 3 号

- 8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第 1 条の規定による改正前の島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第171条第 6 項第 1 号ア(イ)（後段に係る部分に限る。）、第 2 条の規定による改正前の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた

めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第154条第 6 項第 1 号アウ（後段に係る部分に限る。）、第 5 条の規定による改正前の島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第 4 項第 1 号アウ b 及び第50条第 4 項第 1 号アウ b、第 6 条の規定による改正前の島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第45条第 1 項第 1 号アウ b 並びに第 8 条の規定による改正前の島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第43条第 2 項第 1 号アウ b、第44条第 2 項第 1 号アウ b 及び第45条第 2 項第 1 号アウ b の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 9 施行日から令和 6 年 3 月31日までの間、新指定介護老人福祉施設条例第21条の 2（新指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第19条の 2（新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設条例第19条の 2（新介護療養型医療施設条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第20条の 2（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

- 10 施行日から令和 6 年 3 月31日までの間、新指定介護老人福祉施設条例第21条の 3（新指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第19条の 3（新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設条例第19条の 3（新介護療養型医療施設条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第20条の 3（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る措置）

- 11 施行日から起算して 6 月を経過するまでの間、新軽費老人ホーム条例第 33 条第 1 項、新養護老人ホーム条例第 29 条第 1 項、新特別養護老人ホーム条例第 31 条第 1 項（新特別養護老人ホーム条例第 42 条、第 48 条及び第 52 条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第 40 条第 1 項（新指定介護老人福祉施設条例第 54 条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第 39 条第 1 項（新介護老人保健施設条例第 53 条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設条例第 38 条第 1 項（新介護療養型医療施設条例第 54 条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第 40 条第 1 項（新介護医療院条例第 54 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に掲げる措置を講じなければ」とあるのは「第 1 号から第 3 号までに掲げる措置を講じるとともに、第 4 号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 12 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新軽費老人ホーム条例第 26 条第 2 項第 3 号、新養護老人ホーム条例第 24 条第 2 項第 3 号、新特別養護老人ホーム条例第 26 条第 2 項第 3 号（新特別養護老人ホーム条例第 42 条、第 48 条及び第 52 条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第 32 条第 2 項第 3 号（新指定介護老人福祉施設条例第 54 条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第 32 条第 2 項第 3 号（新介護老人保健施設条例第 53 条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設条例第 31 条第 2 項第 3 号（新介護療養型医療施設条例第 54 条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第 33 条第 2 項第 3 号（新介護医療院条例第 54 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努

めるものとする。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 12 号

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 32 条中「第 36 条」を「第 36 条第 1 項」に改める。

第 34 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 34 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 34 条の 2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると

ともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の 1 項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の 1 項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の 1 条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第36条の 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他

必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第41条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第41条の 2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条第 1 項及び第 2 項中「第36条」を「第36条第 1 項」に改める。

第49条第 1 項中「第33条」の次に「、第36条の 2」を加え、「第36条」を「第36条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第33条」の次に「、第36条の 2」を加え、「第31条第 1 項」を「第31条第 3 項」に、「第36条」を「第36条第 1 項」に、「第48条第 2 項」を「同条第 2 項」に改める。

第60条第 5 項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第 1 項」に改める。

第70条に次の 1 項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の 1 項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第 2 項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の 1 項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第 2 項第 4 号中「第75条第 2 項」を「次条において準用する第36条の

2 第 2 項」に改める。

第 78 条中「第 37 条、第 38 条第 1 項」を「第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 38 条（第 2 項を除く。）まで」に、「第 41 条」を「第 41 条の 2」に改める。

第 87 条の 2 の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第 91 条中「第 94 条」を「第 94 条第 1 項」に改める。

第 92 条第 2 項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第 94 条に次の 1 項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第97条第1号中「。第111条、」を「。」に改め、同条第3号中「第111条、」を削る。

第100条第1項第2号ア中「規定する指定共同生活援助事業所をいう。」の次に「以下この章において同じ。」を加え、同条第3項第1号中「第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、第201条の14第1項に規定する」を「指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第110条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第149条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第149条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第158条第2項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第159条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1

項中」に改める。

第159条の 4 中「第37条」を「第34条の 2、第36条の 2」に改め、「、第75条」を削る。

第163条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

第164条第 2 項中「第 4 項まで及び第 6 項」を「第 5 項まで」に改める。

第170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第37条」を「第34条の 2、第36条の 2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第 4 号中「第75条第 2 項」とあるのは「第172条において準用する第75条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号」を「同項第 4 号から第 6 号までの規定」に、「第94条」を「第94条第 1 項」に、「第94条中」を「第94条第 1 項中」に改める。

第183条に次の 1 項を加える。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、第194条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第184条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第184条の 3 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね 1 年に 1 回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第185条中「第37条」を「第34条の 2、第36条の 2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第 4 号中「第75条第 2 項」とあるのは「第185条において準用する第75条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号」を「同項第 4 号から第 6 号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第 1 項中」に改める。

第190条中「第37条」を「第34条の 2、第36条の 2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「、及び」を「及び」に、「同項第 4 号中「第75条第 2 項」とあるのは「第190条において準用する第75条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号」を「同項第 4 号から第 6 号までの規定」に、「第94条」を「第94条第 1 項」に、「第94条中」を「第94条第 1 項中」に改める。

第194条中「第37条」を「第34条の 2、第36条の 2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第 4 号中「第75条第 2 項」とあるのは「第194条において準用する第75条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号」を「同項第 4 号から第 6 号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第 1 項中」に改める。

第194条の 8 の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第 2 項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第194条の12及び第194条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第196条第 3 項中「指定共同生活援助の従業者」を「指定共同生活援助事業所の従業者」に改める。

第200条に次の 1 項を加える。

- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけれ

ばならない。

第201条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条の4第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者」に改める。

第201条の11中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者」に改める。

第201条の21に次の1項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条の22中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第202条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5

項」に改める。

第210条第1項中「第37条から」を「第34条の2、第36条の2から」に、「第61条まで」を「第62条まで」に改め、「第72条まで」の次に「、第76条」を、「第83条」の次に「、第88条から第90条まで」を加え、「第94条の」を「第92条から第94条までの」に、「第210条第2項から第5項までにおいて準用する第90条」を「第210条第1項において準用する第90条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第210条第1項において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中」に、「第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条」を「第210条第1項において準用する前条」に改め、同条第2項中「第62条、第75条、第76条、」を削り、「から第90条まで、第92条及び第93条」を「及び第87条」に改め、「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第88条第4項」及び「、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護

事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第 5 項中「第62条、第75条、第76条、第86条、第88条から第90条まで、第92条、第93条」を「第86条」に改め、「、第75条第 1 項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援 B 型」と、第88条第 4 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第 2 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

附則第 5 条第 1 項及び第 2 項中「平成33年 3 月31日」を「令和 6 年 3 月31日」に改める。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 5 条第 1 項第 4 号中エを削り、オをエとする。

第 7 条第 1 項中「及びエ」を削り、同条第 2 項中「イ(イ)及びオ」を「イ(イ)及びエ」に改める。

第15条第 1 項中「平成18年厚生労働省令第171号」の次に「。第36条第 3 項において「指定障害福祉サービス等基準」という。」を加える。

第27条第 5 項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指

定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条に次の 1 項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第 2 項中「、指定障害者支援施設」を「、当該指定障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条に次の 1 項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の 1 項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第59条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場にお

いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の 2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第 2 項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の 1 項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 2 章中第 32 条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第 32 条の 2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 44 条の 2 の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 206 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同令第 206 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第 48 条第 2 項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な

措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第55条中「第28から第32条まで」を「第28条から第32条の2まで」に改める。

第60条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項につい

て、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の 1 項を加える。

- 2 就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条まで」を「第32条の 2 まで」に改める。

第89条第 1 項中「及び第 6 項」を削り、「きる」を「できる」に改め、同条第 2 項中「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 6 条第 2 項第 2 号中「第 17 条第 2 項」を「第 18 条第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第 18 条第 2 項」を「第 19 条第 2 項」に改める。

第 18 条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 2 項中「、地域活動支援センター」を「、当該地域活動支援センター」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延

の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第15条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第15条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。本則に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第19条の 2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

4 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 7 条第 2 項第 2 号中「第15条第 2 項」を「第16条第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第16条第 2 項」を「第17条第 2 項」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第 2 項中「、福祉ホーム」を「、当該福祉ホーム」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第17条の 2 第 1 号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第13条を第14条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の 2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の 1 条を加える。

（勤務体制の確保等）

第12条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、

この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第17条の 2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 6 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 7 条に次の 1 項を加える。

4 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第 1 項第 5 号中エを削り、オをエとする。

第12条第 1 項中「及びエ」を削り、同条第 2 項中「イ(イ)及びオ」を「イ(イ)及びエ」に改める。

第19条第 5 項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第 1 項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同令第206条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第 2 項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の 1 項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

- 第37条の 2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常

時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第 2 項中「、障害者支援施設」を「、当該障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の 1 項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

本則に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第45条の 2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 7 条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「又は保育士」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第 2 項中「において日常生活」を「において、日常生活」に、「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「同じ。）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくだん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が

定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第67条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第67条において同じ。)を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(同法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第67条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第67条において同じ。)を行う場合

第6条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、

同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第 67 条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第 7 条第 2 項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（同法附則第 20 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第 7 条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

6 第 3 項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第 1 項第 2 号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育

士でなければならない。

第 7 条第 4 項中「第 2 項」を「第 2 項及び第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「従業者を」を「従業者（第 2 項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第 3 号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第 7 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第 28 条第 5 項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 38 条中「第 44 条」を「第 44 条第 1 項」に改める。

第 39 条に次の 1 項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 39 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 39 条の 2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければな

らない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条に次の 1 項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第 2 項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第44条に次の 1 項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第 1 項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条に次の 1 項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用できるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第 2 項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第55条の 6 第 1 項第 1 号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第 3 項を削る。

第65条中「第44条中」を「第44条第 1 項中」に、「第55条第 2 項第 3 号」を「同項第 3 号」に改める。

第67条第 1 項第 1 号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第 2 項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないこ

とができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引^{かくたん}等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引^{かくたん}等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（同法附則第 20 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第 67 条中第 7 項を第 8 項とし、同条第 6 項中「第 1 項第 1 号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第 3 項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第 1 項第 1 号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第 72 条の 3 第 1 項第 1 号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第 3 項を削る。

第 72 条の 8 第 2 項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に、「若しくはこれに」を「、研究科若しくはこれらに」に改める。

第72条の14及び第80条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加える。

第81条第1項中「第6条第1項、第2項及び第4項、第7条」を「第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第3項及び第6項を除く。）」に、「第67条第1項、第2項及び第4項」を「第67条第1項から第3項まで及び第5項」に、「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」を「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」に改め、「、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と」を削り、「、同条第2項及び第3項」を「、同条第2項及び第4項」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に改め、「、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と」を削り、「同条第4項中「指定放課後等デイサービス」を「同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」に改め、同条第2項中「第6条第5項及び第67条第5項」を「第6条第6項及び第67条第6項」に改める。

附則第3条中「及び第3項第1号」を「及び第4項第1号」に改める。

（島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第3号ア㍻中「4.3」を「4」に改め、同号ア㍿中「障害児である乳児又は幼児（次条第3項第3号及び第53条第1項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を「障害児の数を4で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第 6 条第 3 項第 3 号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第53条第 1 項第 2 号において「乳幼児」という。）」に改める。

第22条第 5 項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第35条中「第41条」を「第41条第 1 項」に改める。

第36条に次の 1 項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第36条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第36条の 2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第38条に次の 1 項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第39条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の 1 項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条第 1 項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第43条に次の 1 項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第58条中「第41条中」を「第41条第 1 項中」に改める。

（島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 9 条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「児童福祉施設」の次に「（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第12条の 2 及び第13条第 3 項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第13条第 2 項において同じ。）」を加える。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（非常災害対策）

第 6 条の 2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、その立地条件を踏まえた非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月 1 回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の 2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第27条第 4 項中「除く。）」の次に「若しくは大学院（同法の規定による大学院をいう。以下同じ。）」を加え、「若しくはこれに」を「、研究科若しくはこれらに」に改める。

第36条第 3 項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を加え、「若しくはこれに」を「、研究科若しくはこれらに」に改める。

第53条第 2 項第 6 号イ中「（同法の規定による大学院をいう。以下同じ。）」を削る。

第57条第 4 項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を加え、「若しくはこれに」を「、研究科若しくはこれらに」に改める。

第67条第 3 項中「4.3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児おおむね 4 人につき 1 人以上、少年おおむね 5 人」を「児童おおむね 4 人」に改め、同条第15項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を加え、「若しくはこれに」を「、研究科若しくはこれらに」に改める。

第82条第 1 項中「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「同じ。）」を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）」を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の 3 第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第 2 条第 2 項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の 3

第 1 項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員

- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（同法附則第20条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第 3 条第 1 項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第 1 項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合
看護職員

第82条第 2 項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第 6 項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第 7 項中「第 1 項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第93条第 3 項及び第101条第 4 項中「同じ。）」の次に「若しくは大学院」を加え、「若しくはこれに」を「、研究科若しくはこれらに」に改める。

第102条第 1 項中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第 1 号）第 622条に規定する児童自立支援専門員養成所（第 3 号において「養成所」という）を「人材育成センター（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第 1 号）第622条に規定する人材育成センターをいう。第 3 号において同じ）」に改め、同項第 3 号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

（島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成33年 3 月31日」を「令和 4 年 3 月31日」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年島根県条例第 20号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成33年 3 月31日」を「令和 4 年 3 月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 4 年 3 月31日までの間、第 1 条の規定による改正後の島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第 4 条第 3 項及び第41条の 2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第 1 項及び第 2 項、第44条の 4、第49条第 1 項及び第 2 項、第78条、第95条、第95条の 5、第110条、第110条の 4、第123条、第149条、第149条の 4、第159条、第159条の 4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 2 条の規定による改正後の島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第 4 条第 3 項及び第59条の 2、第 3 条の規定による改正後の島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第32条の 2（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84

条及び第87条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)第2条第4項及び第19条の2、第5条の規定による改正後の島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)第2条第4項及び第17条の2、第6条の規定による改正後の島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)第3条第3項及び第45条の2、第7条の規定による改正後の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第4条第4項及び第46条第2項(新指定通所支援基準条例第55条の5、第55条の9、第65条、第72条、第72条の2、第72条の6、第72条の14及び第80条において準用する場合を含む。)並びに第8条の規定による改正後の島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定入所施設基準条例」という。)第4条第4項及び第43条第2項(新指定入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第47条の2、新障害福祉サービス基準条例第25

条の 2（新障害福祉サービス基準条例第 50 条、第 55 条、第 60 条、第 69 条、第 84 条及び第 87 条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第 15 条の 2、新福祉ホーム基準条例第 13 条の 2、新障害者支援施設基準条例第 37 条の 2、新指定通所支援基準条例第 39 条の 2（新指定通所支援基準条例第 55 条の 5、第 55 条の 9、第 65 条、第 72 条、第 72 条の 2、第 72 条の 6、第 72 条の 14 及び第 80 条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第 36 条の 2（新指定入所施設基準条例第 58 条において準用する場合を含む。）並びに第 9 条の規定による改正後の島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第 12 条の 2 の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第 35 条第 3 項（新指定障害福祉サービス基準条例第 44 条第 1 項及び第 2 項、第 44 条の 4、第 49 条第 1 項及び第 2 項、第 123 条、第 194 条の 12 並びに第 194 条の 20 において準用する場合を含む。）、第 73 条第 2 項及び第 92 条第 2 項（新指定障害福祉サービス基準条例第 95 条の 5、第 110 条、第 110 条の 4、第 149 条、第 149 条の 4、第 159 条、第 159 条の 4、第 172 条、第 185 条、第 190 条、第 194 条、第 201 条、第 201 条の 11、第 201 条の 22 及び第 210 条第 1 項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第 50 条第 2 項、新障害福祉サービス基準条例第 27 条第 2 項及び第 48 条第 2 項（新障害福祉サービス基準条例第 55 条、第 60 条、第 69 条、第 84 条及び第 87 条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第 16 条第 2 項、新福祉ホーム基準条例第 14 条第 2 項、新障害者支援施設基準条例第 39 条第 2 項、新指定通所支援基準条例第 42 条第 2 項（新指定通所支援基準条例第 55 条の 5、第 55 条の 9、第 65 条、第 72 条、第 72 条の 2、第 72 条の 6、第 72 条の 14 及び第 80 条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第 39 条第 2 項（新指定入所施設基準条例第 58

条において準用する場合を含む。)並びに新設備運営基準条例第13条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第53条第3項、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第41条第3項、新指定通所支援基準条例第45条第3項(新指定通所支援基準条例第55条の5、第55条の9、第65条、第72条、第72条の2、第72条の6、第72条の14及び第80条において準用する場合を含む。)及び新指定入所施設基準条例第42条第3項(新指定入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(その他の経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中

「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第 7 項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第 7 条第 6 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第55条の 6 第 1 項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第55条の 6 第 1 項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第55条の 6 第 3 項の規定は、令和 5 年 3 月31日までの間、なおその効力を有する。
- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第67条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第13項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第67条第 1 項及び第 6 項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第67条第 3 項の規定の適用については、令和 5 年 3 月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第67条第 7 項の規定の適用については、令和 5 年 3 月31日までの間、同項中「又は保

育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

- 14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第72条の3第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第72条の3第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第72条の3第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 16 この条例の施行の際現に指定を受けている第8条の規定による改正前の島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧指定入所施設基準条例」という。）第5条第1項第3号ア㍑に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第5条第1項第3号ア㍑の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 17 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準条例第5条第1項第3号ア㍑に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第5条第1項第3号ア㍑の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 18 この条例の施行の際現に存する第9条の規定による改正前の島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項及び附則第20項において「旧設備運営基準条例」という。）第66条第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第67条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 19 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第67条第9項に規定する

主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第67条第11項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

- 20 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第82条第 1 項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第82条第 2 項の規定の適用については、令和 4 年 3 月 31 日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

島根県魚介類行商条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 13 号

島根県魚介類行商条例を廃止する条例

島根県魚介類行商条例（昭和 26 年島根県条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

食品衛生法施行条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 14 号

食品衛生法施行条例

食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 ふぐ処理者（第 7 条—第13条）

第 3 章 雑則（第14条・第15条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（営業の施設の基準）

第 2 条 法第54条の規定による営業の施設の基準は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条各号に掲げる営業（同条第 2 号及び第 6 号に掲げる営業を除く。）に共通する事項については別表第 1、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第 2、法第13条第 1 項の規定に基づき定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準については別表第 1、別表第 2 に加え、別表第 3 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の基準により難しい場合であって、かつ、知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものについては、当該基準を緩和することができる。

（許可証）

第 3 条 知事は、法第55条第 1 項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、当該許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に許可証を交付しな

なければならない。

- 2 許可営業者は、前項の許可証をその営業の施設内の客の見やすい場所に掲示しなければならない。

(休業又は再開の届出)

第 4 条 許可営業者は、その営業を引き続き 30 日以上休業しようとするとき、又は営業を再開したとき（季節的に営む営業を休業し、又は再開するときを除く。）は、休業を開始した日又は営業を再開した日から 10 日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第 5 条 政令第 8 条第 1 項の規定による食品衛生検査施設の設備の基準は、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）第 36 条第 1 項で定める基準の例による。

- 2 政令第 8 条第 1 項の規定による食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

(食品衛生責任者の氏名の掲示)

第 6 条 省令別表第 17 第 1 号イの規定により食品衛生責任者を定めた営業者は、当該食品衛生責任者の氏名を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

第 2 章 ふぐ処理者

(ふぐ処理者として認める者)

第 7 条 省令別表第 17 第 1 号へに規定するふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると知事が認める者（以下「ふぐ処理者」という。）は、知事がふぐ処理者の免許（以下「免許」という。）を与えた者とする。

(免許)

第 8 条 業として食用のふぐの処理に従事しようとする者は、免許を受けなければならない。ただし、ふぐ処理者の立会いの下にふぐの処理を行う場合はこの限りでない。

- 2 免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事

が与える。

(1) 第10条の規定により行われるふぐ処理者の試験（以下「試験」という。）
に合格した者

(2) 他の都道府県知事等が行う試験に合格した者

(3) ふぐの処理ができる者として他の都道府県知事等が認めた者

3 免許は、ふぐ処理者名簿に規則で定める事項を登録することにより行うものとする。

（免許を与えない場合）

第 9 条 第12条の規定により免許を取り消され、当該取消しの日から起算して1年を経過しない者には、免許を与えない。

2 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者には、免許を与えないことがある。

（試験）

第10条 知事は、別に定める方法により、ふぐの種類の種類に鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有することを確認するため、試験を行うものとする。

（免許証）

第11条 知事は、免許を与えたときは、規則で定める事項を記載したふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）を交付するものとする。

2 ふぐ処理者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に免許証の書換交付を申請しなければならない。

3 ふぐ処理者は、免許証を亡失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

4 ふぐ処理者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、規則で定めるところにより、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

5 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡又は失踪の届出義務者は、規則で定めるところにより、速やかに当該ふぐ処理者の免許証を知事に返納しなければならない。

(免許の取消し)

第12条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取消することができる。

- (1) 不正な手段で免許を受けたとき。
- (2) 規則に定める遵守事項を怠ったとき。
- (3) ふぐの処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき。
- (4) 第 8 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当しなくなったとき。
- (5) 第 9 条第 2 項に該当したとき。

2 ふぐ処理者は、前項の規定により免許を取り消されたときは、規則で定めるところにより、当該取消しがあったことを知った日の翌日から起算して 5 日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

3 知事は、前項の場合において、免許証が返納されないときは、規則で定める事項を公表することができる。

(届出)

第13条 ふぐの処理を行う施設の営業者は、当該施設ごとに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

第 3 章 雑則

(手数料)

第14条 法第48条第 6 項第 3 号の規定による食品衛生管理者の養成施設の登録を受けようとする者は、申請 1 件につき150,000円の手数料を納付しなければならない。

2 法第48条第 6 項第 4 号の規定による講習会の登録を受けようとする者は、申請 1 件につき90,000円の手数料を納付しなければならない。

3 法第55条第 1 項の規定により営業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 飲食店営業の許可 申請 1 件につき17,000円
- (2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可 申請 1 件につき7,500円
- (3) 食肉販売業の許可 申請 1 件につき11,000円
- (4) 魚介類販売業の許可 申請 1 件につき11,000円
- (5) 魚介類競り売り営業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (6) 集乳業の許可 申請 1 件につき11,000円
- (7) 乳処理業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (8) 特別牛乳搾取処理業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (9) 食肉処理業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (10) 食品の放射線照射業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (11) 菓子製造業の許可 申請 1 件につき16,000円
- (12) アイスクリーム類製造業の許可 申請 1 件につき16,000円
- (13) 乳製品製造業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (14) 清涼飲料水製造業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (15) 食肉製品製造業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (16) 水産製品製造業の許可 申請 1 件につき17,000円
- (17) 冰雪製造業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (18) 液卵製造業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (19) 食用油脂製造業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (20) みそ又はしょうゆ製造業の許可 申請 1 件につき17,000円
- (21) 酒類製造業の許可 申請 1 件につき17,000円
- (22) 豆腐製造業の許可 申請 1 件につき16,000円
- (23) 納豆製造業の許可 申請 1 件につき16,000円
- (24) 麺類製造業の許可 申請 1 件につき16,000円
- (25) そうざい製造業の許可 申請 1 件につき23,000円
- (26) 複合型そうざい製造業の許可 申請 1 件につき35,000円
- (27) 冷凍食品製造業の許可 申請 1 件につき23,000円

- (28) 複合型冷凍食品製造業の許可 申請 1 件につき 35,000 円
 - (29) 漬物製造業の許可 申請 1 件につき 16,000 円
 - (30) 密封包装食品製造業の許可 申請 1 件につき 23,000 円
 - (31) 食品の小分け業の許可 申請 1 件につき 16,000 円
 - (32) 添加物製造業の許可 申請 1 件につき 23,000 円
- 4 第 8 条第 2 項の規定により免許を受けようとする者は、申請 1 件につき 4,400 円の手数料を納付しなければならない。
- 5 第 10 条の試験を受けようとする者は、申請 1 件につき 12,000 円の手数料を納付しなければならない。
- 6 第 11 条第 2 項の規定により免許証の書換交付を受けようとする者は、申請 1 件につき 2,000 円の手数料を納付しなければならない。
- 7 第 11 条第 3 項の規定により免許証の再交付を受けようとする者は、申請 1 件につき 2,500 円の手数料を納付しなければならない。
- 8 既に納付した手数料は、還付しない。

(規則への委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係る法第 54 条の規定による営業の施設の基準については、この条例による改正前の食品衛生法施行条例第 3 条及び別表第 2 の規定は、なおその効力を有する。
- 3 次のいずれかに掲げる者（麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であつて、業として食用のふぐの処理に従事することが適当でないと知事が認めるものを除く。以下「既存ふぐ処理者」という。）は、この条例の施行の日（以下

「施行日」という。) から令和 6 年 5 月 31 日までの間、この条例による改正後の食品衛生法施行条例 (以下「新条例」という。) 第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、業として食用のふぐの処理に従事することができる。

(1) 施行日前にフグ処理者講習会 (フグに関する正しい知識を習得させるために知事が行うものをいう。) を受講した者

(2) 他の都道府県等の条例等の規定に基づくフグ処理の資格を有する者 (施行日前に附則第 7 項に規定する届出があった者に限る。)

4 既存ふぐ処理者のうち、施行日から起算して 3 年を経過する日までに既存ふぐ処理者認定講習会 (ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を習得させるために知事が行うもの又は他の都道府県知事等が行うものであって知事が認めたものをいう。) を受講した者については、新条例第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、その申請に基づき知事は免許を与えることができる。

5 既存ふぐ処理者が新条例第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当したときは、前 2 項の規定は適用しない。

6 知事は、既存ふぐ処理者が新条例第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当したときは、当該既存ふぐ処理者に対し、該当した日から起算して 1 年を経過する日までは免許を与えない。

7 この条例の施行の際現にフグ処理施設であることの届出 (フグ処理者に係る事項を含む。) を当該施設の所在地を管轄する保健所長にしている営業者については、新条例第 13 条第 1 項の規定により届出をしたものとみなす。

別表第 1 (第 2 条関係)

1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

2 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの (以下「食品等」という。) への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がさ

れ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

3 施設の構造及び設備

- (1) じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。
- (2) 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
- (3) 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表において「清掃等」という。）を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。
- (4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。
- (5) 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。
- (6) 水道法（昭和32年法律第177号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業、同条第 6 項に規定する専用水道若しくは同条第 7 項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道事業等により供給される水」という。）又は水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水（以下「飲用に適する水」という。）を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあって

は、食品衛生上支障のない構造であること。

- (7) 法第13条第 1 項の規定により別に定められた基準又は規格に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあつては前号の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業にあつては前号の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
- (8) 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。
- (9) 排水設備は次の要件を満たすこと。
- ア 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
- イ 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
- ウ 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
- (10) 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第13条第 1 項により別に定められた基準又は規格に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、その定めに従い必要な設備を有すること。
- (11) 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。
- (12) 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること。
- ア 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
- イ 専用の流水式手洗い設備を有すること。
- (13) 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄

剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

- (14) 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- (15) 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。
- (16) 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。
- (17) 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。
- (18) 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

4 機械器具

- (1) 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。
- (2) 作業に応じた機械器具等及び容器を備えること。
- (3) 食品又は添加物に直接接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
- (4) 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。
- (5) 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。
- (6) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。
- (7) 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従

事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

5 その他

(1) 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業にあつては、3 の項第15号の基準を適用しない。

(2) 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態に飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第 2 の 1 の項アにおいて同じ。）をする場合にあつては、前号の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

ア 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

イ 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

ウ 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。

エ 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができる。

(3) 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、3 の項第 4 号、第 9 号、第12号及び第16号の基準を適用しない。

(4) 政令第35条第 9 号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又は

とたいを処理する場合にあっては、3 の項第12号、第13号及び第16号並びに 4 の項第 5 号の基準を適用しない。

- (5) 政令第35条第27号及び第28号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、1 の項から 4 の項までに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと。

ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

イ 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ウ 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

エ 製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

- (6) 政令第35条第30号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、1 の項から 4 の項までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

ア 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

イ 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

別表第 2 (第 2 条関係)

1 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業

自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあっては、1 日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1 日の営業において約80

リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

2 政令第35条第2号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

(1) ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りではない。

(2) 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。

3 政令第35条第3号に規定する食肉販売業

(1) 処理室を有すること。

(2) 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

(3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。

(4) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業

(1) 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画され

ていること。

(2) 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。

(3) 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。

(4) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 必要に応じて浄化設備を有すること。

イ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

ウ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

5 政令第35条第 5 号に規定する魚介類競り売り営業

(1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。

(2) 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。

(3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

6 政令第35条第 6 号に規定する集乳業

(1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。

(2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

7 政令第35条第 7 号に規定する乳処理業

(1) 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあっては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあっては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。
- (4) 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

8 政令第35条第 8 号に規定する特別牛乳搾取処理業

- (1) 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあっては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。
- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

9 政令第35条第 9 号に規定する食肉処理業

- (1) 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。
- (4) 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な

設備を有すること。

- (5) 生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちょう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。

イ 剥皮をする場所は、懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。

ウ 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。

エ 洗浄消毒設備は、摂氏60度以上の温湯及び摂氏83度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。

- (6) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。

イ 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあっては、成獣 1 頭あたり約100リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。

ウ 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

エ 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じん埃等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等

の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

(7) 血液を加工する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室並びに冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあっては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。

イ 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

ウ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

10 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業

(1) 専用の照射室を有すること。

(2) 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

(3) 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

11 政令第35条第11号に規定する菓子製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。

(2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。

(3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

12 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

13 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

14 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にある場合は、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

15 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業

- (1) 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙^{くん}、塩漬^{しん}け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

16 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を備えること。
- (4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- (5) 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播潰^{らい}及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。
- (6) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - イ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - ウ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

17 政令第35条第17号に規定する冰雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

18 政令第35条第18号に規定する液卵製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

- (2) 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏 8 度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

19 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業

- (1) 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。
- (3) マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。

20 政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

- (1) 製^{きく}麴をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。
- (2) しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。
- (3) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

21 政令第35条第21号に規定する酒類製造業

- (1) 製造する品目に応じて、製麴^{きく}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留・圧搾を含む。）をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立をする設備を有すること。
- (3) 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麴^{きく}、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

22 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。
- (3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。
- (4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を備えること。

23 政令第35条第23号に規定する納豆製造業

- (1) 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

24 政令第35条第24号に規定する麺類製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又

は場所を有すること。室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

- (2) 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混錬、成形、圧延、裁断、茹^ゆで、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

25 政令第35条第25号に規定するそうざい製造業及び同条第26号の複合型そうざい製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

26 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業及び同条第28号の複合型冷凍食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (4) 製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

27 政令第35条第29号に規定する漬物製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。
- (3) 浅漬けを製造する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

28 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

29 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業

- (1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
- (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

30 政令第35条第32号に規定する添加物製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。
- (3) 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められる

ときは、この限りではない。

- (4) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第13条第1項の基準及び規格に適合する場合は、この限りではない。

別表第 3 (第 2 条関係)

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第3号に規定する食肉販売業、同条第9号に規定する食肉処理業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
- (2) 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
- (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
- (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏4度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (5) 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

2 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
- (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。

- (3) ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏マイナス18度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 15 号

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 号中「第31条第 2 項」を「第31条第 3 項」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「結核病」を「結核」に改め、同表の 2 の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同表の 5 の項中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改める。

別表第 3 の 2 の項第 2 号中「牛白血病」を「牛伝染性リンパ腫」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 16 号

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例

島根県立農林大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項の表に次のように加える。

来 島 寮	月額9,000円
-------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 17 号

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例

島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「プロジェクト研究推進室若しくはプラント実験室（以下「先端技術開発室」という。）又はプロジェクト研究員室」を「プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室又はプラント実験室」に改める。

第 4 条第 1 項中「又は先端技術開発室」を削り、「知事」を「次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 別表の 1 の(1)の表及び 2 の表の創業準備室等の附属設備の項に掲げるもの
知事
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 指定管理者（法人その他の団体であって、知事が指定するものをいう。以下同じ。）

第 4 条第 2 項中「若しくはプロジェクト研究員室（以下「創業準備室等」という。）又は先端技術開発室」を「、プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室又はプラント実験室（以下「創業準備室等」という。）」に改める。

第 4 条第 3 項中「及び先端技術開発室」を削り、同項第 3 号中「研究開発室 5 年以内」を「研究開発室、プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室及びプラント実験室 3 年以内」に改め、同項第 4 号及び第 5 号を削る。

第 4 条第 4 項及び第 5 項中「知事」の次に「及び指定管理者」を加える。

第 5 条第 1 項中「1 回」を「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる施設にあっては 1 回に限り、同項第 3 号に掲げる施設にあっては 2 回」に改め、同条第 3 項中「掲げる」の次に「施設の」を加え、同項第 3 号中「研究開発室 5 年以内」を「研究開発室、プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室及びプラント実験室 3 年以内」に改め、同項第 4 号及び第 5 号を削る。

第 6 条及び第 9 条第 2 号中「知事」の次に「又は指定管理者」を加える。

第 13 条（見出しを含む。）及び第 14 条の見出し中「又は先端技術開発室」を削る。

第 15 条中「法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改める。

第 16 条中「指定管理者は」の次に「、第 4 条、第 6 条、第 22 条及び第 23 条に規定するもののほか」を加える。

第 21 条第 2 項中「において」の次に「、第 4 条、第 6 条」を加える。

別表の 1 の(1)の表創業準備室及び創業支援室の項中「510円」を「780円」に、「1,030円」を「1,570円」に改め、同表プロジェクト研究員室の項中「510円」を「780円」に、「1,030円」を「1,570円」に改め、同項の次に次のように加える。

プロジェクト研究推進室	1 平方メートルにつき毎月	1,040円（第 5 条第 1 項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、1,300円）
プラント実験室	1 平方メートルにつき毎月	310円（第 5 条第 1 項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、390円）

別表の 1 の(2)中「編集室等」を「防音室」に改め、別表の 1 の(2)の表デジタルハイビジョン映像編集室の項中「デジタルハイビジョン映像編集室」を「防音室 1」に改め、同表デジタル音声編集室の項中「デジタル音声編集室」を「防音室 2」に改め、同表中編集・制作室（貸切りの場合）の項からハイビジョン静止画制作室の項までを削り、同表の備考の 1 中「（創業準備室）」を「（創業準備室及びプラント実験室）」に改め、同表の備考の 5 中「編集室等」を「防音室」に改め、別表の 2 の表創業準備室等及び先端技術開発室の附属設備の項中「及び先端

技術開発室」を削り、同表中映像音響編集用機器の項を削り、同表の備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県立産業高度化支援センター条例（以下この項において「旧条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定により創業準備室等の使用の承認を受けている者に係る使用承認期間（以下この項及び次項において「現使用承認期間」という。）については、この条例による改正後の島根県立産業高度化支援センター条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第 4 条第 3 項又は第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、知事は、現使用承認期間を満了した後に、新条例第 5 条第 1 項の規定により使用承認期間を更新しようとするときは、その使用承認期間は、旧条例第 4 条第 1 項の規定により承認した使用承認期間の始期から連続して 9 年を超えることはできない。

- 3 現使用承認期間における新条例別表の 1 の(1)の表の適用については、同表中「780円」とあるのは「640円」と、「1,570円」とあるのは「1,300円」と、「310円」とあるのは「150円」と、「390円」とあるのは「190円」とする。

(準備行為)

- 4 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 18 号

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「15日」を「26日」に改める。

第 5 条第 1 項中「によって授業料及び寄宿舎使用料」を「によって入校料、授業料又は寄宿舎使用料（以下この項及び第 3 項において「授業料等」という。）」に、「授業料及び寄宿舎使用料」を「授業料等」に改め、同条第 3 項中「入校料、授業料及び寄宿舎使用料」を「授業料等」に改める。

第 7 条第 1 項第 3 号中「添削指導及び面接指導」を「必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第 8 条第 1 項第 3 号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 19 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

羽 入 団 地
南 廻 山 団 地

」 を

「

羽 入 団 地

」 に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 20 号

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) マーケット若しくは物品販売業を営む店舗（前号に掲げるものを除く。）、バー、料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (3) 法別表第 1 (イ)欄(二)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物（前 2 号に掲げる用途に供するものを除く。）

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 21 号

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立中央病院の項病床数（床）の欄中「572」を「522」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 22 号

島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例

島根県病院局職員定数条例（平成19年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,033人」を「1,145人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 23 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正
する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条中「1,578人」を「1,563人」に、「1,017人」を「994人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「5,033人」を「5,026人」に、「354人」を「355人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 24 号

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例（平成 3 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の(1)のウの表中

バーベキューハウス	1 卓 1 時間につき	90円
-----------	-------------	-----

を

グラウンド	1 時間につき	470円
バーベキューハウス	1 卓 1 時間につき	90円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立青少年の家の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 25 号

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「できるもの」を「できるもの（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。